

15 その他

15 その他

事業名	公民連携アドバイザー派遣事業(H12～)		
事業内容	公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員をアドバイザーとして派遣し、現地調査を行うと同時に必要な助言・指導を行う。 アドバイザー派遣は、原則として、1地方公共団体1回とする。		
助成等の要件	他の専門家による業務支援を受ける予定の、または現に受けている事業は対象外。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	・派遣件数は30団体程度を予定。 ・アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)は、原則として財団が負担。		
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/adviser/

事業名	公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)(H24～)		
事業内容	市町村における公共施設マネジメントを推進するため、民間活力を活用した新たな公共施設マネジメントについて、モデル市町村によるケーススタディを行い、研究成果を全国に発信する。 助成額: 1市町村につき700万円以内 助成率: 助成対象事業に係る契約金額の2/3以内 ※ 現在は新規募集は行っていない。		
助成等の要件	・事業実施に当たり、民間事業者または大学と業務の委託契約を締結すること。 ・当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないこと。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/management/

事業名	地域イノベーション連携モデル事業(R3～)		
事業内容	Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村によるケーススタディを行い、成果を全国に発信することにより、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。 モデル事業に対し、地域イノベーションの取組み全体を総合的にマネジメントする外部の専門的人材(イノベーションマネージャー)を活用する費用の一部を助成する。 助成額: 1事業700万円以内 助成率: 助成対象事業に係る契約額の2/3以内		
助成等の要件	・イノベーションマネージャーまたはイノベーションマネージャーが所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。 ・当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人または他の公益法人等から受けないもの。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般社団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/innovation/

事業名	観光アドバイザー派遣制度(H18～)		
事業内容	市町村、地域づくり団体等による地域の特性を生かした観光地づくりや人材育成等を支援するため、観光地づくりの専門家や観光カリスマ等の方々を観光アドバイザーとして委嘱し、派遣の要請があった地域への派遣を行い、観光地づくり等についてアドバイス等を行う。		
助成等の要件	アドバイザー派遣基準 1 回数:1派遣につき、原則年度3回以内 2 人数:1派遣先につき、原則1名 3 日数:原則として、1回の派遣につき日帰り又は1泊2日 4 費用負担:アドバイザーへの謝金及び旅費を県が予算の範囲内で負担		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	585千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3005
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	

事業名	国際交流支援事業(H27～)		
事業内容	地方公共団体及び地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について助成金を交付する。		
助成等の要件	助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で、次に掲げるものとする。ただし、継続的に行われている事業であってもモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。 ① 姉妹提携または友好提携に関する記念事業 ② 文化・芸術・研究に関する交流事業 ③ 青少年交流に関する事業 ④ 国際会議に関する事業 ⑤ その他地域の特色を生かした交流事業		
助成対象	都道府県、市町村、地域国際化協会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人自治体国際化協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部国際戦略課国際総務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2303
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.clair.or.jp/i/exchange/shien/page-5.html

事業名	多文化共生のまちづくり促進事業(H25～)		
事業内容	グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地域に根ざした多文化共生施策の展開を目指して、地方公共団体及び地域国際化協会が行う多文化共生施策に対し、助成金を交付する。		
助成等の要件	助成対象事業は、助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。 ① 医療・保健・福祉支援事業 ② 防災支援事業 ③ 教育支援事業 ④ 労働環境整備事業 ⑤ 居住・生活支援事業 ⑥ 外国人住民の自立と社会参画支援事業 ⑦ 上記①～⑥の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業		
助成対象	都道府県、市町村、地域国際化協会、NPO法人等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人自治体国際化協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課多文化共生推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2546
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.clair.or.jp/i/multiculture/kokusai/page_8.html

事業名	多文化共生社会推進事業(R5～)		
事業内容	在留外国人と地域住民との交流を促進する取組等を実施する自治会(地縁による団体)等に対して、助成対象経費の10分の10以内(上限10万円)を補助する。		
助成等の要件	補助対象事業 ① 在留外国人と地域住民との交流を促進する取組 ② 在留外国人が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組 ③ 在留外国人の日本語能力の向上に繋がる取組 ④ その他、当事業の趣旨に即した取組		
助成対象	自治会(地縁による団体)、特定非営利活動法人、各国友好団体等		
その他補足			
予算額	1,500千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課多文化共生推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2546
助成等の形態	補助金、交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab12/kouryutorikumishien/index.html

事業名	民間国際交流活動助成金(H2～)		
事業内容	県内に在籍する民間団体が実施する国際交流・国際協力・国際理解活動に対し、事業の実施に直接必要な経費のうち、審査会で認められた経費の2分の1以内(ただし、上限額10万円)を助成する。		
助成等の要件	助成金の対象となる事業 ① 海外との文化、スポーツ、学術等の国際交流事業 ② 県民の国際理解の推進を目的とする事業 ③ 地域レベルの国際協力の推進を目的とする事業 ④ 国際交流活動の普及啓発または担い手の育成を目的とする事業 ⑤ その他本県の国際化の推進に寄与する事業		
助成対象	公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	60万円		
集落対策関連		所管団体	公益財団法人鹿児島県国際交流協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部国際戦略課国際総務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2303
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.kiaweb.or.jp/minkanshien.html

事業名	木とふれあう環境づくり推進事業(R2～)		
事業内容	県産材の積極的な活用により、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、木造施設等の整備、木製品の開発及び普及に関する取組について、公募方式により助成する。 1 木造施設等の整備 県民が広く利用する施設を対象とした、木造化・内装木質化や木製品の設置に対する助成 新たな建築資材を使用した機能性等に優れた施設の木造化に対する助成 2 木製品の開発及び普及(一般枠、学生デザイン活用枠) 県産材を使用した新たな製品の開発及び普及に対する助成		
助成等の要件	以下の要件を満たし、選定委員会での審査・選定・決定を受けること。 1 木造施設等の整備については、デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した、施設の木造化・内装木質化や木製品の設置であること。 新たな建築資材を使用した施設の場合については、構造耐力上主要な部分(床、壁、屋根等)におけるCLTの使用量がいずれかの部位の木材使用量の5割以上であること。 2 木製品の開発及び普及については、機能性に優れ、製造技術等により新規性があり、開発後は、商品化に向けた普及・PRを行うこと。		
助成対象	集落・自治会、町内会など、民間企業、公益法人、NPO法人、地域産業団体(森林組合など)、その他団体など		
その他補足			
予算額	40,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部かごしま材振興課木材利用推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3366
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ad10/sangyo-rodo/mokuzairivou/koukyoukenntikubutu/kitofureau.html

事業名	森林(もり)の体験活動の支援事業(H17～)		
事業内容	県民の森林・林業に対する理解を促し、森林を全ての県民で守り育てていこうとする意識の醸成を図るため、県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動に対し、公募方式により支援する。 【標準型】 1 助成対象事業 「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費50万円までは県10/10 補助対象経費50万円を超える部分は県1/2 (上限額:1事業当たり100万円以内) ただし、企業と連携して取り組み、500人以上の参加者が見込まれる活動については、1事業の補助限度額は200万円 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等) 【標準型(緑の少年団枠)】 1 助成対象事業 「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費50万円までは県10/10 補助対象経費50万円を超える部分は県1/2 (上限額:1事業当たり100万円以内) ただし、企業と連携して取り組み、500人以上の参加者が見込まれる活動については、1事業の補助限度額は200万円 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等) 【短期型】 1 助成対象事業 活動実施が短期間で、「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」のいずれか又はその両方の活動を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費10万円までは県10/10(上限額:1事業当たり10万円) 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等)		
助成等の要件	【標準型・短期型】 1 応募要件等 ・自ら企画した事業を県内で実施できること。 ・自主的かつ組織的な活動であり、事業を完遂できること。 ・営利を目的としないこと 等 【標準型(緑の少年団枠)】 1 応募要件 ・緑の少年団鹿児島県連盟に加入している緑の少年団であること。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	14,500千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部森づくり推進課緑化保護係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3394
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/shinrin/2023morino-taikenkatsudou-sien.html

事業名	里山林等の維持・再生事業(里山林の協働活動による整備)		
事業内容	地域住民が里山林の整備のための活動を実施した上で、里山林の大径化したクヌギ等の高齢木を伐採し、伐採木の一部を活用して木材の有効活用を図り、荒廃した里山林を更新・整備するもの。 ① 協働活動 地域住民が協働して行う伐採、伐採木の活用、下草刈、つる切り、歩道補修、講習会等の対象経費を補助。 ② 更新伐 森林環境を保全するため、地域活動とあわせて行うクヌギ等の高齢木の択伐、伐採木の整理等について実行経費と標準経費のいずれか低い額を定額補助。		
助成等の要件	・協働活動については里山林の保全を図るため、地域住民等が協働して行う活動であること。 ・更新伐については地域住民が「協働活動」を実施した箇所であること。		
助成対象	市町村、集落・自治会など、NPO・ボランティア団体など		
その他補足			
予算額	8,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部森づくり推進課保安林係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3390
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	水産多面的機能発揮対策事業(H25～R7)		
事業内容	藻場・干潟等の保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付する。 1 支援対象 (1) 計画づくり (2) モニタリング (3) 保全活動 ・ 藻場・干潟の保全活動(藻場造成、食害生物の防除等) ・ 海浜・河川の保全活動(海岸・河川清掃等) ・ 河川生物の生態系保全(放流、石倉設置等) 2 助成内容 ・ 活動組織への交付金を交付 ・ 負担割合 国70%、県15%、市町村15%		
助成等の要件	市町長と協定を締結している活動組織であること。 ※その他にも交付対象となる要件があります。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部水産振興課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3437
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gvoko_gvozvo/g_thema/s_ub391.html

事業名	棚田地域等保全対策事業(H10～)		
事業内容	棚田地域等における多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る。 ○保全活動支援事業 集落協定に基づき、住民等が行う棚田等の保全活動に要する経費の支援 1 農地等の保全活動 1地区当たり 300千円上限 2 都市住民等との連携による農地等の保全活動 1地区当たり 300千円上限		
助成等の要件	【対象の要件】農業者、地域住民等を主たる構成員とし、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る活動を実施する組織で集落協定の締結がされていること。		
助成対象	集落・自治会等(申請は市町村を経由)		
その他補足	対象となる棚田地域等とは、主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域		
予算額	15,480千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間ふるさと・水と土保全対策事業(H5～)		
事業内容	中山間地域における農地等の適正な保全活動を通じた多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る。 ○調査研究事業 地域住民が行う集落点検、ワークショップの実施や保全活動計画作成の支援		
助成等の要件	【対象の要件】 中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域		
助成対象	集落・自治会等(申請は市町村を経由)		
その他補足			
予算額	9,453千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	多面的機能支払交付金(H26～)		
事業内容	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する。 (1)事業内容 ①農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ等 ②資源向上支払 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 水路、農道等の軽微な補修等 イ 施設の長寿命化のための活動 水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等 (2)負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4		
助成等の要件	① 農業者等で構成される活動組織等(上記②資源向上支払のア(共同活動)は、非農業者の参加が必要) ② 活動組織等の規約が定められていること ③ 対象農用地が存在する市町村が、原則5年間を活動期間とする事業計画を認定すること		
助成対象	その他団体等(申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足			
予算額	1,771,031千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	農振農用地区域内 等	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

事業名	農地集積推進事業(最適土地利用推進事業)(R3～)		
事業内容	地域の重要な資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援することにより、土地利用の最適化を推進する。 1. 最適土地利用推進事業 (1) 土地利用構想の概定、(2) 実証事業、(3) 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、(4) 省力化機械の導入、(5) 粗放的利用体制整備、(6) 農用地保全等推進員の措置 2. 最適土地利用整備事業 (1) 粗放的利用のための条件整備、(2) 農用地保全のための基盤整備、 (3) 農用地保全のための農業環境整備		
助成等の要件	交付要件は次に掲げる要件を満たすこと。 1 最適土地利用推進活動を通じて、土地利用構想を策定すること。 2 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって本事業で整備した農用地等において5年以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。 ただし、水稻を除く。 3 粗放的利用について、次に掲げる中から1つ以上の取組を行うこととし、検証に関する記録を整理保存し、事業評価の報告及び取組状況等の情報の提供の際に提出すること。 ア 放牧、イ 蜜源作物の作付け、ウ 緑肥作物の作付け、エ 省力作物の作付け、オ 景観作物の作付け、カ 緩衝帯整備、キ ビオトープ、ク 計画的な植林 4 事業内容欄の1の(6)を実施する場合には、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流施設の促進に関する法律(平成19年法律第48号)の農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定していること又は策定することが確実であること。 5 営農を続けて守るべき農地の整備については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく地域計画の策定又は策定の見込みがあること。 6 事業期間は原則として2年以上とし、5年を上限とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、協議会・実行委員会など (申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足			
予算額	1,174千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農村振興課農地利用推進係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3109
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html